

交通安全推進連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、熊本県交通安全推進連盟(以下「推進連盟」という。)という。

(目 的)

第2条 推進連盟は、熊本県における交通安全の確保並びに交通の円滑化を図るため、市町村交通安全対策協議会等及び関係行政機関並びに民間諸団体と緊密な連携を行い、交通安全活動を積極的に推進し、かつ、交通安全意識の普及、安全思想の高揚を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 推進連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 交通安全運動を推進すること。
- (2) 交通安全思想の高揚に関すること。
- (3) 交通安全知識の普及に関すること。
- (4) その他推進連盟の目的達成のため必要なこと。

第2章 組 織

(会 員)

第4条 推進連盟の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员 熊本県及び市町村
- (2) 団体会員 この趣旨に賛同し加入した熊本県内に所在する官公庁、団体又は事業所とする。

(加 入)

第5条 推進連盟に加入しようとするものは、加入申込書(別記第1号様式)を会長に提出し、会長の承認を受け、会長は後日、理事会に報告するものとする。

(脱 会)

第6条 会員は、推進連盟を脱会しようとするときは、脱会届(別記第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 推進連盟の会員は、総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

(役 員)

第8条 推進連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

2 推進連盟に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

(役員選出)

- 第9条 会長は、熊本県知事をもって充てる。
- 2 副会長、理事及び監事は、会員の中から会長が委嘱する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 4 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第10条 会長は、推進連盟を代表して会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
 - 3 補助金申請を含む契約の申請事務については、副会長がこれを行う。
 - 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
 - 5 監事は、会計を監査する。
 - 6 顧問及び相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

(任期)

- 第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会 議)

- 第12条 推進連盟の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

- 第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は理事会が必要と認めたときに開催する。
 - 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) その他理事会が必要と認めたこと。

(理 事 会)

- 第14条 理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要と認めた都度開催する。
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべきこと。
 - (3) 総会で理事会に委任されたこと。
 - (4) 会員の加入その他軽易なこと。
 - 3 理事会には必要により、専門部会を設けることができる。

(議 長)

- 第15条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決)

- 第16条 総会は会員の半数以上、理事会は理事の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第17条 会長は、総会及び理事会を開催するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 推進連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課に置く。

(職員)

第19条 事務局に、事務局長及び事務局職員を置く。

- 2 前項に定める職員の他に、事務補助員を置くことができる。
- 3 事務局長は、くらしの安全推進課長をもって充てることとし、事務局職員はくらしの安全推進課員及び、会長が別に委嘱する書記をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 推進連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 補助金及び負担金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第21条 推進連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

(補 則)

第22条 この会則に定めるもののほか、推進連盟の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、昭和48年6月6日から施行する。
- この規約は、昭和58年6月8日から施行する。
- この規約は、平成5年5月17日から施行する。
- この規約は、平成10年5月12日から施行する。
- この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- この規約は、令和3年5月12日から施行する。